平成２２年（フ）第３２６号
愛知県刈谷市一里山町金山100番地　トヨタ車体株式会社富士松寮５棟526号
債務者　木根　昌宏
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
岡山県倉敷市下庄792番地　602号中川方
債務者　横山　　毅
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
岡山県倉敷市下庄792番地　602号中川方
債務者　横山　民子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
岡山県倉敷市玉島黒崎3078番地
債務者　重野　満男
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
岡山県倉敷市連島町鶴新田273番地２
債務者　松田　弘明
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１０３３号
高知市神田1746番地14
債務者　前田　一昭
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２７号
茨城県つくば市筑穂１丁目２番地10　中山ハイツ202号
債務者　長田　清文
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５号
埼玉県越谷市花田５丁目14番地19　パストラーリⅠ303号
債務者　和泉　栄子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
埼玉県八潮市大字南川崎685番地　ヒロミ荘１階左
債務者　石﨑千鶴子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
埼玉県飯能市栄町12番地12　村野荘103
債務者　原田　智弘
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３３６号
埼玉県所沢市大字山口416番地の10
債務者　川野　充代
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４３号
埼玉県所沢市大字上安松445番地の１　プレール秋津103、前住所埼玉県所沢市小手指元町１丁目13番地の18
債務者　高野　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４４号
埼玉県川越市大字天沼新田54番地２　レオパレスフロラシオンⅠ110号室
債務者　林　　恵一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目２番１―408号
債務者　早田　博志
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３８号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜855番地の２
債務者　小松　勝美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２４１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1826番地の３
債務者　田母神恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２４４号
神奈川県平塚市広川806番地の９
債務者　岩崎　聡美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部